

令和3年度青森県小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）指導監査実施計画

1 趣旨

この実施計画は、青森県小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）指導監査実施要綱（令和元年11月15日制定）の3-（3）の規定に基づき、小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「事業者」という。）の指導監査を実施するに当たり具体的な事項を定めるものである。

2 監査の方針

指導監査は、関係法令・通知等に基づき、事業所の実情を把握するとともに、事業所の適正な運営管理及び委託児童の適切な処遇を確保するよう指導・助言するものとする。

3 監査項目

令和3年度の指導監査は、次の監査項目について実施する。

- （1）事業の運営について
- （2）養育者の状況について
- （3）児童の処遇について
- （4）教育・衛生管理・食事について
- （5）会計・経理について
- （6）住居について

4 指導監査の方法

指導監査は、事業者から事前に提出された別添1「令和3年度小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）自主点検表」に基づき、事前提出資料及び関係書類をもとに、立会者からの聴取及び実地確認により実施する。

5 指導監査の実施時期

指導監査は、令和4年3月までに実施する。

6 指導監査の対象

指導監査は、原則として、令和2年度に指導監査を実施していない事業者及び令和2年度に開設した事業者を優先して実施することとし、特に緊急に実施する必要がある施設については、随時実施する。

7 実施期日等の通知

指導監査の実施に当たっては、原則として、当該事業者に対し実施日の3週間前までに、実施期日等について文書で通知する。

8 事前資料の提出

当該事業者において、別添2「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）指導監査事前提出資料」を作成のうえ、原則として、実施日の1週間前までに提出を求めるものとする。

9 監査項目の評価

監査項目の評価は、原則として、別添3「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）指導監査指摘基準」により行うものとする。

10 指導監査結果の処理

指導監査を実施した職員は、指導監査実施後に指摘事項及び問題点等を取りまとめのうえ、原則として、1か月以内に当該事業者に対し指導監査結果を文書で通知するものとする。

11 改善報告書の提出

改善報告書は、原則として、結果通知の施行日から1か月以内の期限を付し、当該事業者から提出を求めるものとする。